平成20年3月28日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

## 鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加え る。

## 改正後 改正前 (病院の内部組織の設置) (病院の内部組織の設置)

第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の│第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の 第2欄に掲げる局及び室を置き、その事務を所掌さ せるため、同表の第3欄に掲げる科、センター、 室、部及び課を置き、これらの事務を所掌させるた め、同表の第4欄に掲げる室を置く。

鳥取県立中央 医療局 略 地域医療支援室 病院 臨床研修支援室 医療技術局 略 <u>リハビリテーション室</u> 略 略 鳥取県立厚生 略 医療技術局 病院 略 <u>リハビリテーション室</u> 略 略 医療安全・ <u>感染防止対</u> <u>策室</u> 略

第2欄に掲げる局及び室を置き、その事務を所掌さ せるため、同表の第3欄に掲げる科、センター、 室、部及び課を置き、これらの事務を所掌させるた め、同表の第4欄に掲げる室を置く。

	1
医療局	略
	地域医療支援室
医療技術局	略
	<u>理学療法室</u>
	略
略	
略	
医療技術局	略
	<u>理学療法室</u>
	略
略	
医療安全対	
<u>策室</u>	
略	_
	医療技術局 略 医療安全対策室

(病院の所掌事務)

(病院の所掌事務)

|第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。 |第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。

地域医療   大き地の医療支援に関すること。   地域医療   大き地の医療支援に関すること。   と。   温床研修医の管理監督に関すること。   2 温床研修に関する文書及び記録の作成並で整理保管に関すること。   3 温緑の作成並で整理保管に関すること。   2 リハビリテーション室   2 リハビリテーション室   2 担に関すること。   3 機能訓練に関すること。   3 機能訓練にびに整理保管に関すること。   8   略     国族の企画及び調整に関すること。   2 院内の医療安全管理に関すること。   2 院内の感染防止に関すること。   2 院内の感染防止に関すること。   3 その他医療安全対策に必要な事項に関すること。   3 その他医療安全対策に関すること。   3 その他医療安全対策に関すること。   3 その他医療安全対策に関すること。   3 をの地の感染防止に関すること。   3 をの地の感染防止に関すること。   3 をの地の感染防止に関すること。   3 をの地の感染防止に関すること。   3 をの地を変なない。   3 をの地を変なない。   3 をの地を変ない。   4 をの地を変ない。   5 をのは、 5		l	事務は、从のこのりこりる。
支援室   と。	医療局	略	
臨床研修 支援室 1 臨床研修医の管理監督に関すること。			
支援室   すること。   2   臨床研修支援室の管理に関すること。   3   臨床研修に関する文書及び記録の作成並びに整理保管に関すること。			
2 臨床研修支援室の管理に関すること。   3 臨床研修に関する文書及び記録の作成並びに整理保管に関すること。			1 臨床研修医の管理監督に関
すること。   3 臨床研修に関する文書及び記録の作成並びに整理保管に関すること。   医療技術局		支援室	すること。
3 臨床研修に関する文書及び記録の作成並びに整理保管に関すること。 医療技術局 リハビリテーション室 2 リハビリテーション室の管理に関すること。 3 機能訓練に関する文書及び記録の作成並びに整理保管に関すること。 略			2 臨床研修支援室の管理に関
記録の作成並びに整理保管に関すること。   医療技			すること。
医療技術局       リハビリ アーション室の管理に関すること。         アーション室       2 リハビリテーション室の管理に関すること。         理に関すること。         審         医療安全・感染的 止対策室       1 院内の医療安全管理に関すること。         医療安全・感染的 止対策室       1 院内の感染防止に関すること。         2 院内の感染防止に関すること。         3 その他医療安全対策・感染防止に対策に必要な事項に関すること。			3 臨床研修に関する文書及び
医療技術局       リハビリ テーション室の管理に関すること。         アーション室       2 リハビリテーション室の管理に関すること。         電標			記録の作成並びに整理保管に
			関すること。
テーショ   2	医療技	略	
2	術局	リハビリ	1 機能訓練に関すること。
理に関すること。 3 機能訓練に関する文書及び記録の作成並びに整理保管に関すること。 略  医療安全・感染防 1 院内の医療安全管理に関する指導、企画及び調整に関すること。 2 院内の感染防止に関する指導、企画及び調整に関すること。 3 その他医療安全対策・感染防止対策に必要な事項に関すること。		テーショ	
3 機能訓練に関する文書及び 記録の作成並びに整理保管に 関すること。 略 医療安全・感染防 止対策室 1 院内の医療安全管理に関す る指導、企画及び調整に関す ること。 2 院内の感染防止に関する指 導、企画及び調整に関するこ と。 3 その他医療安全対策・感染 防止対策に必要な事項に関す ること。		<u>ン室</u>	2 <u>リハビリテーション室</u> の管
記録の作成並びに整理保管に関すること。  略  医療安全・感染防 1 院内の医療安全管理に関する指導、企画及び調整に関すること。 2 院内の感染防止に関する指導、企画及び調整に関すること。 3 その他医療安全対策・感染防止対策に必要な事項に関すること。			理に関すること。
関すること。   略   略   医療安全・感染防止対策室			3 機能訓練に関する文書及び
略 医療安全・感染防止対策室 1 院内の医療安全管理に関する指導、企画及び調整に関すること。 2 院内の感染防止に関する指導、企画及び調整に関すること。 3 その他医療安全対策・感染防止対策に必要な事項に関すること。			記録の作成並びに整理保管に
略 医療安全・感染防 止対策室 1 院内の医療安全管理に関する指導、企画及び調整に関すること。 2 院内の感染防止に関する指導、企画及び調整に関すること。 3 その他医療安全対策・感染防止対策に必要な事項に関すること。			関すること。
医療安全・感染防 1 院内の医療安全管理に関する指導、企画及び調整に関すること。 2 院内の感染防止に関する指導、企画及び調整に関すること。 3 その他医療安全対策・感染防止対策に必要な事項に関すること。		略	
止対策室 る指導、企画及び調整に関すること。 2 院内の感染防止に関する指導、企画及び調整に関すること。 3 その他医療安全対策・感染防止対策に必要な事項に関すること。	略		
ること。 2 院内の感染防止に関する指導、企画及び調整に関すること。 3 その他医療安全対策・感染防止対策に必要な事項に関すること。	医療安全	・感染防	1 院内の医療安全管理に関す
2 院内の感染防止に関する指導、企画及び調整に関すること。 3 その他医療安全対策・感染防止対策に必要な事項に関すること。	止対策室	<u> </u>	る指導、企画及び調整に関す
導、企画及び調整に関すること。 3 その他医療安全対策・感染防止対策に必要な事項に関すること。			ること。
と。 3 その他医療安全対策・感染 防止対策に必要な事項に関す ること。			2 院内の感染防止に関する指
3 その他医療安全対策・感染防止対策に必要な事項に関すること。			導、企画及び調整に関するこ
防止対策に必要な事項に関すること。			と。
ること。			3 その他医療安全対策・感染
			防止対策に必要な事項に関す
略			ること。
略			
略			
略			
略			
略			
略			
略			
	略		

## (職制)

第7条 略

2~4 略

5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合に 5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合に その職務を代行させるため、必要があると認めると その職務を代行させるため、必要があると認めると

66条 沥	別元の川手	事務は、次のとおりとする。
医療局	略	
	地域医療	へき地の医療支援に関するこ
	支援室	と。
医療技	略	
術局	理学療法	1 理学療法及び機能訓練に関
	<u>室</u>	すること。
		2 理学療法室の管理に関する
		こと。
		3 理学療法及び機能訓練に関
		する文書及び記録の作成並び
		に整理保管に関すること。
	略	
略		
医療安全	・感染防	1 院内の医療安全管理に関す
止対策室	<u> </u>	る指導、企画及び調整に関す
		ること。
		2 院内の感染防止に関する指
		導、企画及び調整に関するこ
		と。
		3 その他医療安全対策・感染
		防止対策に必要な事項に関す
		ること。
医療安全対策室		1 院内の医療安全管理に関す
		る指導、企画及び調整に関す
		ること。
		2 医療安全対策室の管理に関
		すること。
		3 その他医療安全対策に必要
		な事項に関すること。
略		

## (職制)

第7条 略

2~4 略

きは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事 きは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事

務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、 薬剤部に副部長を、医療安全・感染防止対策室、臨 床研修支援室、中央放射線室、中央検査室、<u>リハビ</u>療安全対策室、中央放射線室、中央検査室、<u>理学療</u> <u>リテーション室</u>、臨床工学室、栄養管理室及び中央 <u>法室</u>、臨床工学室、栄養管理室及び中央滅菌材料室 滅菌材料室に副室長を置くことができる。

6 及び7 略

務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、 薬剤部に副部長を、医療安全・感染防止対策室、医 に副室長を置くことができる。

6 及び7 略

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。